

中島村資格取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村民自らの就労等にかかる資格取得の支援により、村内人材の育成と地域振興を図ることを目的とし、その資格取得にかかる費用の一部を助成するため、予算の範囲内で中島村資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付をすることに関して、中島村補助金等の交付の一般基準に関する規則（昭和43年中島村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、国家資格、公的資格若しくは民間資格の取得のための受験又は資格取得に要する研修、講座等（以下「受験等」という。）で村長が認める資格とする。ただし、次の各号の資格を除くものとする。

- (1) 普通自動車免許及び準中型自動車免許
- (2) 原動機付自転車免許を含む二輪免許

(補助金対象者)

第3条 補助金の交付対象者は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内に住民登録を有する満15歳以上の者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校に在学する者を除くものとする。
- (2) 自身の就労等にかかる資格であり、取得しようとする資格の活用が見込まれる者（求職者又は就労者で資格取得の目的が明確であること。）
- (3) 村税等を滞納していない者。
- (4) 同一年度において、本要綱による補助金の交付を受けていない者。
- (5) 本要綱により、同一資格の受験等又は過去3回の補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費の3分の2以内の額とし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

2 他の機関（就労先含む）から受験等にかかる補助金等の交付を受ける場合又は受けた場合（以下「他の補助金等がある場合」という。）は、補助対象経費より当該額を除くものとする。

(補助限度額)

第5条 前条の補助対象経費に対する補助金の額は、50,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「補助申請者」という。)は、受験等の日(開始日)の原則30日以前に次の各号に掲げる書類を村長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 中島村資格取得支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 受験等に要する金額が分かる書類等
- (3) 他の補助金等がある場合は、その金額が分かる書類
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 村長は、前条の補助金の交付申請があったときは、補助申請者へのヒアリング等を実施するなどその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、補助金交付の可否を決定したときは、中島村資格取得支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 村長は、前項の補助金の交付決定に際して、条件を付することができる。

(変更・中止の承認)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)のうち、受験等にかかる内容の一部又は全部の変更(受験等にかかる変更・中止、補助金交付決定額の増減等)がある場合は、中島村資格取得支援事業補助金変更・中止承認申請書(第3号様式)に関係書類を添えて、村長の承認を得なければならない。

2 村長は、前項の補助事業の変更・中止承認の可否を中島村資格取得支援事業補助金変更・中止決定通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、村長が定める日までに、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 中島村資格取得支援事業補助金実績報告書(第5号様式)
- (2) 受験等にかかる領収書等の写し
- (3) 他の補助金等がある場合は、その金額が分かる書類
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付請求)

第10条 補助事業者は、前条における実績報告後、村長が定める日までに、中島村資格取得支援事業補助金交付請求書(第6号様式)により、補助金の交付請求を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽り又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、中島村資格取得支援事業補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 村長は、前条の規定により補助金交付決定を取消した場合において、当該取り消しにかかる補助金を既に交付しているときは、中島村資格取得支援事業補助金返還命令書（第8号様式）により、補助事業者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費

区 分	
1	資格取得のための受験料
2	研修、講座等の参加費（参加のため必要となる教材費等を含む）※研修等の修了をもって資格取得となるもの又は資格取得に関し試験等の一部が免除されるものに限る。
3	その他村長が必要と認める経費

備考 課税額は対象経費としない。